

地方独立行政法人明石市立市民病院への職員の引継ぎに  
関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第59条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人明石市立市民病院（以下「法人」という。）への職員の引継ぎに関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の引継ぎ)

第2条 法第59条第2項に規定する条例で定める市の内部組織は、地方独立行政法人明石市立市民病院設立に伴う関係条例の整備に関する条例（平成23年条例第19号）第8条の規定による廃止前の明石市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第43号）第2条第2項第2号に規定する明石市立市民病院とする。

附 則

この条例は、法人の成立の日から施行する。